

壱岐市農業委員会定例会（令和5年5月）
議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日（木）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 ・番 ・・委員 ・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程
 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
 第2. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第25号 壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について
 議案第26号 壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めましておはようございます。

定刻となりましたので、只今から令和5年5月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、・番・・委員さん、・番・・委員さん、・・番・・委員さんより欠席の届けが出ております。

また、本日の出席委員は19名中16名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第24号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、

審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は、全て個人でありますので「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件贈与、2件売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」は4月から撤廃となっております。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

16番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字石垣 ・・・番 地目 田 面積 1, 458m²

1筆であります。

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が1, 180m²、畑が3, 033m² 計4, 213m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 譲り受け、農業規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については、水稻・飼料作物の作付けです。農機具は、トラクター、ハーベスター、バインダー、軽トラック、田植機を所有されてあります。農作業歴は、45年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付る計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月22日に・・委員さんと譲受人の・・さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長

議長 はい、・番・・委員

・・委員 皆さん改めましておはようございます。

事務局の説明のとおり、5月22日事務局と・・さん立会いの下、現地確認を

致しました。・・さんから贈与を受け、稲作をされるということあります。周辺農地につきましては、だいたいのところ稲作をしてあるところのそのままの土地を譲り受けて作られるので何ら問題はないかと思います。皆さんのご審議を宜しくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第24号16番は、決定します。続きまして、17番の説明を求めます。

事務局　　はい、1頁をお願いします。

17番 土地の所在

郷ノ浦町長峰東触字葛城	くずしろ ・・・番・	地目 畑	面積 639m ²
同じく	・・・番・	地目 畑	面積 823m ²
郷ノ浦町長峰東触字棚畠	たなばた ・・・番・	地目 田	面積 889m ²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が522m²、畠が6, 264m²、計6, 786m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、水稻や飼料作物、ニンニク及びブロッコリーの作付けです。農機具は、トラクター、コンバイン、ブロッコリー定植機、軽トラックを所有されております。

農作業歴は、本人30年、父母とも50年で、臨時を1名雇用されてあります。通作距離については、100m程です。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」については、野菜等を作付ける計画のため、周辺農地には影響ないと判断されます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。5月22日に・・委員さんと譲受人の藤尾さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わりります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明のとおり5月22日に現地を確認しました。・・さんは、申請地に以前から野菜等やブロッコリーなどを作付けされて頑張っておられます。今後も野菜等を作付ける計画ということでありますので、何ら問題もないとは思いますが、皆様方の審議を宜しくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】

はい、それでは、ご異議がないようですので、議案第24号17番は、決定します。続きまして、18番ですけど、この件は、・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願いします。

(・・委員退席)-----

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

18番 土地の所在

勝本町西戸触字西ノ前	・・・番・	地目	田	面積	468m ²
------------	-------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番・	地目	田	面積	863m ²
-----	-------	----	---	----	-------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地は、田が16, 982m²、畑が7, 675m²、計24, 657m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人に売却する。

譲受人 買受て引き続き耕作する、ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、水稻や飼料作物の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機、タイヤショベルを所有されております。

農作業歴は、本人49年、弟が20年であります。

通作距離については、300m程です。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」については、飼料を作付けますので、周辺農地には影響ないと判断されます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。5月22日に・・委員さんが急遽立会いができなくなりましたので、譲受人の立ち会いの下、事務局と現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、・・委員が欠席ということでございますので、補足説明ができませんので、皆様方の質疑をお願いします。【異議なしの声あり】

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第24号18番は、決定します。

(・・委員入席)-----

続きまして、19番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

19番 土地の所在

芦辺町住吉前触字樽坂	・・・番・	地目	田	面積	426m ²
------------	-------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番・	地目	田	面積	593m ²
-----	-------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番・	地目	畑	面積	961m ²
-----	-------	----	---	----	-------------------

芦辺町住吉前触字堤	・・・番・	地目	田	面積	141m ²
-----------	-------	----	---	----	-------------------

芦辺町住吉前触字楠	・・・番・	地目	田	面積	206 m ²
同じく	・・・番・	地目	畠	面積	702 m ²
同じく	・・・番	地目	畠	面積	2, 176 m ²
同じく	・・・番・	地目	畠	面積	787 m ²
芦辺町住吉前触字坪實	・・・番	地目	畠	面積	2, 310 m ²
芦辺町住吉前触字坪實	・・・番	地目	畠	面積	2, 517 m ²
芦辺町住吉東触字苔 <small>つぼみ</small>	・・・番	地目	畠	面積	972 m ²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地は、田が1, 366 m²、畠が10, 425 m²、計11, 791 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、果樹及び飼料作物の作付けです。農機具は、軽トラック、管理機、ハーベスターを所有されており、トラクター等はリースされております。

農作業歴は譲受人本人が転勤により昨年帰ってこられたばかりなので、1年であります。譲受人の妻も同じく1年であります。通作距離については、ほぼ自宅付近ですが、遠いところは1km程あります。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」については、家族内の移動であり作付けもこれまでどおりですので、周辺農地には影響ないと判断されます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。5月22日に・・委員さんと譲受人のお父さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明は、現地の・・委員さんが欠席でございますので皆様方の質疑を求めます。【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第24号19番は、決定します。

続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

20番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字立石 ・・・・番・ 地目 畠
面積 1, 384 m²

1筆であります。

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地は、田が1, 782 m²、畠が3, 657 m²、計5, 439 m²です。

申請理由

譲渡人 謙受人の要望により売却する。

謙受人 買い受け、引き続き耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜の栽培です。農機具はトラクター、コンバイン、草刈機、軽トラック、管理機を所有しております。

農作業暦は本人30年、父60年です。

通作距離は50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間を通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月24日に・・委員さんと謙受人及び謙受人のお父さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員議長

議長 はい、・・番・・委員

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明のとおり5月22日に現地確認を行いました。謙受人の・さんの自宅付近にある譲渡人の・さんの農地に、現に野菜を耕作しており、今後買い受け引き続き野菜を耕作していくことありました。何ら問題もないと思いますが、皆様方のご審議を宜しくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第24号20番は、決定します。続きまして、議案第25号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第25号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3番 土地の所在、

芦辺町諸吉東触 字藤田 ・・・番・の一部 地目 畑 面積943m²のうち703m²で、一般個人住宅の500m²を超えておりますが、法面部分が116m²それから進入路として88m²利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は499m²となります。

除外目的 住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地を買い受け自己の住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。

5月24日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員

・・委員 皆さんおはようございます。・・地区担当の・・です。ご説明があったとおり5月24日に現地確認を行いました。当初は、現在の居住地であるお父さんの名義の宅地の隣接を検討しましたが、山林であるため傾斜がひどく造成が困難であることから、道路にも隣接し、殆ど現状のままで工事が可能な申請地を買い受けて、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第25号3番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第26号4番「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

議案第26号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触 字蛭ノ元 ・・・番・の一部 地目 田 面積 2, 936m²
のうち130m²

変更の内容、農業用施設用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由

申請地に堆肥盤を設置したいので用途区分の変更を申請します、というものです。
位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。

自分の農地に農業用施設を建築したいという事で面積も200m²未満なので農地法第4条の簡易手続き（農業用施設等の届出書）で済む事になります。

5月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい

議長 ・・番・・委員

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明のとおり5月22日に現地確認をいたしました。・・さんはハウスでアスパラガスの栽培をされていてその圃場の側に堆肥盤を設置したいとのことでした。何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議を宜しくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第26号4番は、意見を付して進達いたします。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からその他の件ですが。

- ① 6月の定例会の日程 → 令和5年6月26日(月) 午前9時から
- ② 農業委員会活動における重点活動の取組について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。